

麦類赤かび病防除対策

令和4年4月28日
福島県病害虫防除所

1 麦類赤かび病について

赤かび病が発生すると、かび毒であるデオキシニバレノール (DON) やニバレノール (NIV) が産生され、生産物が汚染される場合があります。これらのかび毒は人畜に有害で、嘔吐や下痢を引き起こします。このため、麦類の検査規格では、赤かび粒が1万粒に5粒以上混入してはならないと定められており、これ以上の赤かび粒が含まれると規格外になってしまいます。また、DONには安全性を確保するために規格基準 (1.0ppm) が設けられており、これを超えた場合は流通ができず、生産者で廃棄処分する必要があります。

赤かび病の発生源は、前年の被害麦稈などの作物残さです。前年に赤かび病が発生した場合は、特に注意が必要です。



写真 赤かび病の病徴 (小麦)

(1) 麦類赤かび病の発生状況

前年の調査では、県全体での発病穂率は平年並でしたが、特に中通りで平年よりも発病穂率が高かったことから、注意が必要です (図)。

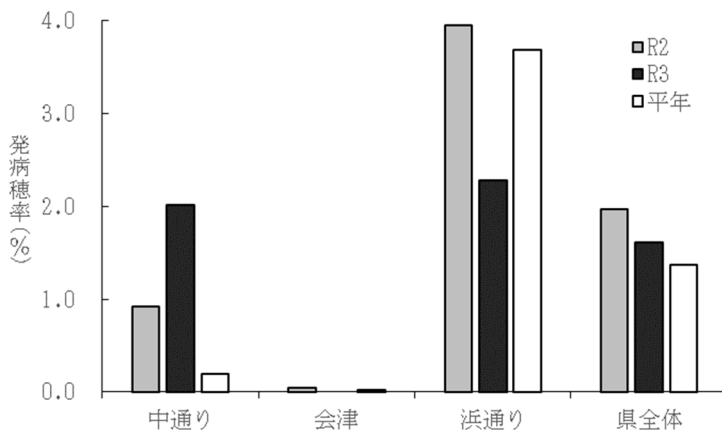


図 麦類赤かび病の発生状況

(2) 麦類の生育状況

農業総合センターの作柄解析試験 (4月4日現在) では、幼穂形成始期は郡山の「きぬあずま」で平年より16日遅い2月6日、会津坂下の「ゆきちから」で9日遅い3月29日、相馬の「きぬあずま」で5日早い1月27日となっています。また、節間伸長開始期は郡山の「きぬあずま」で平年より21日遅い3月29日、相馬の「きぬあずま」で1日早い3月9日となっています。このため、各地方とも出穂期は平年並になると思われます。ほ場をよく見て出穂期を確認し、防除適期を逃さないようにしてください。

なお、作柄解析試験の詳しい結果については、農業総合センターのホームページをご確認ください。

URLはこちら：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200a/gijutsu-sakkyou.html>

2 薬剤防除の適期

薬剤防除の適期は麦類の「開花始め（小麦では出穂後7～10日頃、大麦では出穂後5～7日頃）」であり、1回目の防除は必ずこの時期に実施してください。この時期に降雨が多く防除が困難な場合であっても、短い晴れ間を利用するなどして確実に防除を行ってください。2回目の防除は1回目の防除から7～10日後に行うと効果的です。また、薬剤抵抗性の発達を防ぐため、同じ系統の薬剤の連用は避けてください。なお麦類の「開花始め」は、小麦では出穂期の7～10日後頃で、大麦では5～7日後頃になります（「出穂」は穂先が葉鞘から現れた状態で、「出穂期」はほ場全体の40～50%の穂が出穂した時期です）。

3 その他

(1) 薬剤の使用に当たっての注意点

散布または無人航空機（無人ヘリコプターや無人マルチローター）による散布を行います（表1、2）。なお、同じ薬剤でも、大麦と小麦の間で使用回数や使用時期が異なる場合があります。チオファネートメチルを含む剤は、大麦では出穂期以降の使用回数が1回以内に制限されることに注意してください。

(2) 収穫・乾燥の注意

刈り遅れは発芽粒など品質低下の要因になるだけでなく、かび毒産生の要因にもなるので適期に収穫してください。ほ場内で赤かび病の発生が多い箇所や、発生ほ場で倒伏している箇所はかび毒汚染の可能性が高くなるので、刈り分けて健全な麦と別に処理してください。乾燥・調製は収穫後速やかに実施し、収穫から乾燥までの間に長時間放置することは避けてください。また、比重選別や粒厚選別を丁寧に行い、赤かび粒混入率を低減してください。

表1 赤かび病の防除薬剤（散布）

薬剤名	有効成分	薬剤系統	作物名	希釈倍数、散布量 (散布液量)	使用時期の制限 (収穫前日数)	使用回数の制限
イオフロアブル	硫黄	M2 UN	麦類	400～800倍 (150L/10a)	—	—
シルバキュアフロアブル	テブコナゾール	G1	小麦 大麦	2,000倍 (60～150L/10a)	収穫7日前まで 収穫14日前まで	2回以内
石灰硫黄合剤	石灰硫黄合剤	M2 UN	麦類	50～60倍 (150L/10a)	—	—
フルト乳剤25	プロピコナゾール	G1	小麦 大麦	1,000～2,000倍 (60～150L/10a)	収穫3日前まで 収穫21日前まで	3回以内 1回
トップジンM 水和剤	チオファネートメチル	B1	小麦 麦類(小麦を除く)	1,000～1,500倍 (60～150L/10a)	収穫14日前まで 収穫30日前まで	3回以内(但し、出穂期以降は2回以内) 3回以内(但し、出穂期以降は1回以内)
トップジンM 粉剤DL	チオファネートメチル	B1	小麦 麦類(小麦を除く)	3～4kg/10a 4kg/10a	収穫14日前まで	3回以内(但し、出穂期以降は2回以内) 3回以内(但し、出穂期以降は1回以内)
トリフィン水和剤	トリフルミゾール	G1	麦類	1,000～2,000倍 (60～150L/10a)	収穫14日前まで	3回以内
トリフィン乳剤	トリフルミゾール	G1	小麦	1,000倍 (60～150L/10a)	収穫3日前まで	3回以内

表2 赤かび病の防除薬剤（無人航空機による散布）

薬剤名	有効成分	薬剤系統	作物名	希釈倍数、散布量 (散布液量)	使用時期の制限 (収穫前日数)	使用回数の制限
シルバキアフロアブル	テブコナゾール	G1	小麦	16倍 (0.8L/10a)	収穫7日前まで	2回以内
			大麦		収穫14日前まで	
チルト乳剤 25	プロピコナゾール	G1	小麦	8倍 (0.8L/10a)	収穫7日前まで	3回以内
			大麦		収穫21日前まで	1回
トップジンMゾル	チオファネートメチル	B1	小麦	8倍 (0.8L/10a)	収穫14日前まで	3回以内(但し、出穂期以降は2回以内)
			麦類(小麦を除く)		収穫21日前まで	3回以内(但し、出穂期以降は1回以内)

注) 表中の薬剤は「令和4年版 農作物病害虫防除指針」より抜粋

注) 使用回数の制限の欄は、その剤の使用回数であり、使用する際には成分ごとの総使用回数を確認すること。

※農薬の登録内容については慎重に校閲していますが、登録内容の変更は随時行われています。また、同じ農薬名でも農薬会社によって登録内容が異なることがありますので、農林水産省のホームページ (<https://pesticide.maff.go.jp/>) 等で最新の登録内容を確認して下さい。(記載中の登録内容は令和4年4月25日現在)